

「さくらねこ無料不妊手術事業」のチケット申請における、団体枠の登録対象者および遵守事項は下記となります。以下のすべての内容をご確認・ご了承いただいたうえでお申し込みください。

1. 団体枠の登録対象者は以下となります。
  - 団体枠 A = 【公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人、認定 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人】のうち、どうぶつ基金の地域相談窓口として紹介されること、相談者に対応することに同意した方。  
※地方公共団体が運営している施設（公園等）の管理を委託されている方（指定管理者）は行政枠でご登録下さい。
  - 団体枠 B = 学校法人、自治会連合会、自治会（チケット使用対象は管轄内の猫に限る）
2. 団体枠チケットは、上記の団体に与えられるものであり、チケットを使用できるのは申請団体に限られます。第三者への再配分、譲渡等は一切禁止です。
3. 団体枠から多頭飼育救済の申請はできません。多頭飼育救済のためのチケット申請は行政枠のみになります。
4. どうぶつ基金のチケットを使用して TNR を行う場合、寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費等の金品を請求しないでください。  
ただし、協力病院で必須とされている不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費（公共交通機関や高速代、タクシー代等）等、領収書の発行が可能な実費を立て替えることはこの限りではありません。  
その際は、動物病院やタクシー会社、鉄道会社などから発行された依頼者の氏名が入った領収書原本を依頼者に渡して立て替えた代金を受け取ってください。  
※あなたやあなたの団体が依頼者宛に発行した領収書ではありません。  
※自分の車を使用した場合のガソリン代は請求しないでください。
5. 申請者が、どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行うことは認められません
6. どうぶつ基金のチケットを使用した活動について、団体 A の HP・ブログには必ず以下の定型文をリンク付きで掲載してください。
  - HP・ブログの定型文  
青字部分に必ず「<https://www.doubutukikin.or.jp/kifu/>」へのリンクを付けてください（赤い部分は貴団体名に差し替えて使用してください。）ハイパーリンクは必須です。  
『殺処分ゼロを目指すどうぶつ基金の協働ボランティアである「**xxねこの会**」は**どうぶつ基金の「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット**」を利用して TNR を行います。不妊手術費用は**どうぶつ基金の全額負担**です。』

- Facebook、Twitter、Instagram 等の SNS を使用している場合は、必ず以下の定型文を掲載してください。

『どうぶつ基金の「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」を利用して TNR を行いました。』

7. 手術の対象となる猫は、耳先カットを行い、元いた場所に戻す飼い主不明猫（ノラ猫）に限ります（ただし、行政から申請された多頭飼育救済を除きます）。
8. 住宅密集地で TNR 活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。
9. チケットは有効期間を過ぎると無効になります。申請者が責任をもって破棄します。
10. 希望通りの枚数のチケットが発行されないがあることを理解し、異議を申し立てません。
11. 手術の結果に対して異議を申し立てません。妊娠中の猫は墮胎します。
12. 本事業を説明や紹介する際には以下の言葉を使用し、必要なときは注釈を入れます。
  - さくらねこ：不妊手術済みで耳先を桜の花びらのように V カット（さくら耳）した猫
  - さくら耳：不妊手術済みで耳先を桜の花びらのように V カットした耳
  - さくらねこ TNR（TNR 先行型地域猫活動）：地域猫活動等において、まず TNR を先行して繁殖を制限した後に他の問題解決に対応する方法（TNR 先行型地域猫活動とも呼ばれている）
13. 本事業中に事故などが起こった場合、申請者が自己の責任においてこれを処理・対応し、どうぶつ基金や他の事業参加者に対してその責を問いません。
14. 申請者名や活動内容が公開されることに同意します。
15. 本事業に係る事後調査、アンケート等に応じます。
16. 本同意事項に違反した者に対して、チケット発行を停止する場合があります。
17. この制度は予告なく変更、終了する場合があります。